

達第6号

西区役所課長等専決規程（平成24年達第27号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（総務課長等専決事項） 第3条 総務課長の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(13) 略〕 (14) <u>統計調査（国勢調査を除く。）</u>に関すること <u>(15) 軽易又は定例の広報に関すること</u> 2 事業調整担当課長の専決事項は、次のとおりとする。 <u>(1) 国勢調査に関すること</u> <u>(2) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること</u> 〔3 略〕 <u>（安全安心担当課長専決事項）</u> <u>第4条 安全安心担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 水難物件の保管及び引渡しに関すること</u>	（総務課長等専決事項） 第3条 〔同左〕 〔(1)～(13) 同左〕 (14) <u>統計調査</u>に関すること 〔新設〕 2 〔同左〕 <u>(1) 軽易又は定例の広報に関すること</u> 〔新設〕 〔3 同左〕 （地域支援課長等専決事項） <u>第4条 地域支援課長の専決事項は、次のとおりとする。</u> (1) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること 2 安全安心担当課長の専決事項は、次のと

(保健福祉課長等専決事項)

第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。

[(1) 略]

[削る]

[削る]

(2)～(8) [略]

[削る]

おりとする。

(1) 水難物件の保管及び引渡しに関すること

(保健福祉課長等専決事項)

第6条 [同左]

[(1) 同左]

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

(3) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関すること

(4)～(10) [同左]

(11) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関すること。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通

	知を行うこと エ 府条例第15条第1項の規定により野 犬を掃討すること オ 府条例第15条第2項の規定により周 知を行うこと カ 府条例第16条の規定により犬に口輪 をつけることその他必要な措置を採る べきことを命ずること キ 府条例第20条第1項の規定により報 告を求めること及び動物愛護管理員に 飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養 に関係のある場所に立ち入り、調査さ せること
<u>(9)～(11)</u> [略]	<u>(12)～(14)</u> [同左]
<u>(12)</u> 生活困窮者自立支援法（平成25年法律 第105号）第5条第1項並びに第7条第1 項及び <u>第2項</u> に規定する事業に関するこ と	<u>(15)</u> 生活困窮者自立支援法（平成25年法律 第105号）第5条第1項並びに第7条第1 項及び <u>第2項各号</u> に規定する事業に関す ること
<u>(13)・(14)</u> [略]	<u>(16)・(17)</u> [同左]
<u>(15)</u> <u>大阪市生活保護法施行細則（昭和31年 大阪市規則第63号）第2条の事務に関す ること</u>	[新設]
<u>(16)</u> <u>大阪市行旅病人及行旅死亡人取扱法施 行細則（昭和62年大阪市規則第16号）第 2条の事務（同条第4号に掲げるものを 除く。）に関すること</u>	[新設]
<u>2</u> <u>保健担当課長の専決事項は、次のとおり とする。</u>	[新設]
<u>(1)</u> <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭 和48年法律第105号）第35条第1項から第 3項までの規定により引取りを行うこと</u>	

及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

(2) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関すること

(3) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関すること。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行うこと

エ 府条例第15条第1項の規定により野犬を掃討すること

オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行うこと

カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずること

キ 府条例第20条第1項の規定により報告を求めること及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養

<u>に関係のある場所に立ち入り、調査させること</u> <u>3</u> 子育て支援担当課長の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)・(2) 略] (3) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務(<u>第1項第8号ア</u>に掲げる事務を除く。)に關すること [(4)・(5) 略] [削る]	<u>2</u> [同左] [(1)・(2) 同左] (3) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務(<u>前項第10号ア</u>に掲げる事務を除く。)に關すること [(4)・(5) 同左] <u>3</u> 生活支援担当課長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第2条の事務に關すること (2) 大阪市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和62年大阪市規則第16号）第2条の事務（同条第4号に掲げるものを除く。）に關すること
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

（西区役所総務課）